

(その1)

解散

収支報告書

R5.12.18

(ふりがな) じょせいやくしんとう

1 政治団体の名称 女性躍進党
2 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市都島区片町1丁目5-13-4

3 代表者の氏名 山崎 藍子

4 会計責任者の氏名 山崎 藍子

事務担当者の氏名

(電話) 山崎 藍子 080-3354-0909
(電話) _____
(電話) _____

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 山崎 藍子	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 山崎 藍子	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目) _____	
公職の種類 (現職・候補者の別) _____	
公職の候補者の氏名(3人目) _____	
公職の種類 (現職・候補者の別) _____	

資金管理団体の指定の期間	
R5.1.1	から
R5.12.18	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
R5.1.1	から
R5.12.18	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,677,766
(前年からの繰越額)	1,672,746
(本年の収入額)	5,020
支 出 総 額	1,677,766
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	5,000	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	5,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	5,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	20	
	合 計	20	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 寄 附	5,000				
	合 計	5,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	905,098		
(2) 光 熱 水 費	6,881		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	156,406		
(4) 事 務 所 費	0		
小 計	1,068,385	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	532,637		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	76,744	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	75,222		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	1,522		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	609,381	0	
合 計	1,677,766		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	6,881				
	合 計	6,881				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査報酬	55,000	R5/5/27	丹野壮治税理士事務所	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-2-7-414	
2	監査報酬	55,000	R5/12/18	丹野壮治税理士事務所	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-2-7-414	
3	オンラインソフト使用料	23,154	R5/5/2	ZVC JAPAN株式会社	東京都世田谷区松原2-41-11	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	133,154				
	そ の 他 の 支 出	23,252				
	合 計	156,406				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	話し方講座	200,000	R5/5/15	津田なおみ	大阪府大阪市北区天満橋1-4-7-1103	
2	魅せ方講座	33,000	R5/10/18	KANAE Attractive	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原3-1-59-105	
3	動画作成コンサル費	220,000	R5/11/25	株式会社OFFICETWELVE	兵庫県神戸市中央区中山手通2-22-1	
4	交通費	28,180	R5/7/27	西日本旅客鉄道(株)	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	
5	交通費	13,870	R5/9/9	西日本旅客鉄道(株)	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	
6	交通費	11,900	R5/9/9	楽天トラベル株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	
7	研修費	18,000	R5/9/1	一般社団法人 WINWIN	東京都渋谷区代々木2-23-1-725	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	524,950				
	そ の 他 の 支 出	7,687				
	合 計	532,637				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	ブログサイト使用料	31,680	R5/7/31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11	
2	名刺印刷代	10,800	R5/10/4	Canva Pty Ltd	109 Kippax Street Surry Hills, NSW, 2010 Australia	
3	ライブ配信サイト使用料	27,504	R5/4/23	株式会社アルファ企画	2810 N. Church St. Wilmington DE 19802. USA	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	69,984				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	5,238				
	合 計	75,222				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					振込手数料など	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	1,522				
	合 計	1,522				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 12月 18日

政治団体の名称 女性躍進党

会計責任者の氏名

山崎

藍子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

山崎

藍子



政治資金監査報告書

令和5年12月18日

女性躍進党

代表 山崎 藍子 殿

登録政治資金監査人 **丹野 壮治**

登録番号 第119号

研修終了年月日 平成20年9月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、女性躍進党の令和5年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、事務所スペースの関係から、政治資金監査人の事務所（大阪市阿倍野区旭町1-2-7-414）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

女性躍進党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、女性躍進党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上